四　宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ホ　［略］

ヘ　準軌道用の飛しょう体

四の二～二十　［略］

第十三条　輸出令別表第一の一四の項（一）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

２・３　［略］

［削る］

４・５　［略］

［削る］

６～８　［略］

第十四条～第十六条　［略］

第十七条　［略］

一　［略］

二　第四条第十二号ハ若しくはニ又は第十五号ハ若しくはニに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三　第四条第二号から第十六号までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

２～５　［略］

６　［略］

一　第四条第十二号ハ若しくはニ若しくは第十五号ハ若しくはニ又は第十四条第一号に該当するものを設計するためのプログラム

二　有機物、金属又は炭素をマトリックスとする複合材料を設計するためのプログラム（前号に該当するものを除く。）

７　［略］

第十八条　［略］

第十九条　外為令別表の七の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～五　［略］

２　［略］

３　外為令別表の七の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用のマスク又はレチクルのパターンを設計するために特に設計したコンピューテーショナル・リソグラフィ・プログラム

二～四　［略］

四　宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ホ　［略］

［新設］

四の二～二十　［略］

第十三条　輸出令別表第一の一四の項（一）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

２・３　［略］

４　削除

５・６　［略］

７　輸出令別表第一の一四の項（八）の経済産業省令で定める仕様のものは、一〇〇マイクロ秒未満のシャッター速度を有する電気制動シャッターであって、フォトクロミック作用又は電気光学効果を利用したもの（カメラ用に設計したものを除く。）とする。

８～10　［略］

第十四条～第十六条　［略］

第十七条　［略］

一　［略］

二　第四条第二号、第十二号ハ若しくはニ又は第十五号ハ若しくはニに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

三　第四条第三号から第十六号までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

２～５　［略］

６　［略］

一　第四条第二号、第十二号ハ若しくはニ又は第十五号ハ若しくはニに該当するものを設計するためのプログラム

二　有機物、金属又は炭素をマトリックスとする複合材料を設計するためのプログラム（前号に該当するものを除く。）

７　［略］

第十八条　［略］

第十九条　外為令別表の七の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～五　［略］

２　［略］

３　外為令別表の七の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　導体、絶縁体又は半導体に対してマスクパターンを転写させるためのリソグラフィ工程、エッチング工程又は成膜工程を条件設定するための物理的シミュレーションプログラム

二～四　［略］